

8 番 清 水

受付番号第7号、質問議席番号8番、清水明でございます。

件名、「1、富士山噴火ハザードマップに対する町の所感を問う」。

「2、0歳から15歳一貫教育保育の方針を問う」。

要旨であります。

1、令和3年3月、富士山火山防災対策協議会が17年ぶりにハザードマップを改定し、その中で溶岩流が神奈川県内の七つの自治体に到達する可能性があることが初めて示されました。従来想定されていなかった新たな溶岩流による被害は未曾有の大災害をもたらすものと予想されることから、町の対応について問う。

(1) 今回の改定は富士山火山防災対策協議会が17年ぶりに行ったもので、科学的知見に基づいたものであると思うが、過去一度も溶岩流が当町まで流れ着いたことのない中で唐突の感が拭えないが、今回のハザードマップについての町の所感は。

(2) 災害は常に想定外の被害をもたらすものと考え、対策を講じることが肝要であるが、かつてない大規模噴火が起きたとき、溶岩が酒匂川を下ってきた場合、当町には噴火から33時間後に県内で最も早く到達し、町役場も1か月後に溶岩に飲み込まれる可能性があるという。その場合、山北、岸、向原地区の大部分が避難せざるを得ず、町の機能そのものも移転せざるを得ない状況も考えられる。この想定外の対策に対する町の方針は。

2、0歳から15歳までの一貫した学びを推進するに当たり、克服すべき課題につき基本方針を改めて問う。

(1) かながわ学びづくり推進地域研究委託事業の深化の状況は。

(2) 本来3歳未満児については、文部科学省が過去に「構造改革特別区域法」に基づき2歳児に対して学校教育（幼稚園教育）を行ったが、学校教育にはなじまないとの評価がなされ、「学校教育」の実施時期については満3歳以上からとなっている経過があるが、3歳児未満に対する教育とは。また、その教育・保育の場とは。

以上であります。

議

長

答弁を願います。

町

長

町長。
清水明議員から「富士山噴火ハザードマップに対する町の所感を問う」、「0歳から15歳一貫教育保育の方針を問う」についての御質問をいただきました。

初めに、1点目の「富士山噴火ハザードマップに対する町の所感を問う」について、1番目の御質問の「今回の改定は富士山火山防災対策協議会が17年ぶりに行ったもので、科学的知見に基づいたものであると思うが、過去一度も溶岩流が当町まで流れ着いたことのない中で唐突の感が拭えないが、今回のハザードマップについての町の所感は」についてであります。平成16年6月に富士山ハザードマップが策定されましたが、その後の富士山に関する各種調査研究により、数々の新たな科学的知見が得られた結果、当初策定されたハザードマップの想定火口範囲や溶岩流等の火山現象の想定影響範囲が拡大する可能性が明らかとなり、約17年ぶりにハザードマップの改定が行われたものです。今回の改定では、想定火口範囲が広がったことに加え、溶岩流の噴出量が従来約2倍に見直されたことなどにより、溶岩流の到達可能性範囲が大きく拡大することとなりました。

その結果として、神奈川県内では、新たに本町を含む3市4町が溶岩流の到達可能性範囲に含まれることとなり、これまでは富士山噴火による影響が降灰のみとされておりましたが、今回新たに溶岩流も加わったことに驚嘆すると同時に、県や他市町村と連携して、富士山噴火という不測の事態にしっかり備える必要があると改めて感じたところです。

次に、2番目の御質問の「災害は常に想定外の被害をもたらすものと考え対策を講じることが肝要であるが、かつてない大規模噴火が起きたとき、溶岩が酒匂川を下ってきた場合、当町には噴火から33時間後に県内で最も早く到達し、町役場も1か月後に溶岩に飲み込まれる可能性があるという。その場合山北、岸、向原地区の大部分が避難せざるを得ず、町の機能そのものも移転せざるを得ない状況も考えられる。この想定外の対策に対する町の方針は」についてであります。今回のハザードマップ改定により、本町が、活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域としての指定を受けたことに伴い、想定される火山現象の状況に応じた、警戒避難体制の整備に関し必

要な協議を行うため、富士山火山防災対策協議会に参画する義務が生じました。

富士山は、1707年の宝永噴火を最後に噴火しておらず、現在も火山活動が活発化する兆候は見られておりませんが、想定されるような大規模な噴火が発生した場合には、その影響が広範囲に及ぶおそれがあることから、広域的な対応が求められることとなりますので、まずは富士山火山防災対策協議会へ参画し、県及び関係市町村との連携を確立し、広域的な防災体制の構築を図るとともに、富士山火山防災マップの作成、配付等による住民の方々への富士山火山に関する知識の普及啓発による防災意識の向上に取り組んでまいります。

次に、2点目の「0から15歳一貫教育・保育の方針を問う」について、1番目の御質問の「かながわ学びづくり推進地域研究委託事業の深化の状況は」についてであります。町では、平成28年度から本事業の委託を受け、今年度で6年目となります。その間、一貫して「主体的な学びをとおした確かな学力の向上をめざして」を研究テーマに「山北町豊かな学びづくり研究会」と連携して、各園とともに町の子どもたちの育成に取り組んでまいりました。6年間の取組の中で、異校種間の研究授業等を積極的に行うとともに、「山北スタンダードカリキュラム」を作成し、それぞれの発達段階での目指す姿の共有を図ってまいりました。また、子どもたちの育ちをつなぎ、子どもたちを見取る力を高めるため、講師を招聘し、指導力向上に取り組んでおります。こうした中で、子どもたちの学びへの意識は向上し、人との関わりや集団での活動から育成された、目標に対して粘り強く、仲間と協調して取り組む力や自分で考えようとする力など、非認知能力の高い子どもたちの姿が見られるようになりました。新型コロナウイルス感染症の影響で、十分に関わる場の設定ができない状況ではありますが、今後も社会性豊かな子どもたちの育ちを目指してまいりたいと考えております。

次に、2番目の御質問の「本来3歳未満児については、文部科学省が過去に『構造改革特別区域法』に基づき2歳児に対して学校教育（幼稚園教育）を行ったが、学校教育にはなじまないと評価がなされ、『学校教育』の実施時期については満3歳以上からとなっている経過があるが、3歳児未満に対

する教育とは。また、その教育保育の場とは」についてであります。町では、3歳未満の乳幼児期における、学校教育法に基づく集団を通じた学校教育は行いません。保育所保育指針の総則では、保育所の役割として、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して養護及び教育を一体的に行うことを特性としていると明記されております。ここでの「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために、保育士等が行う援助や関わりであり、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活力がより豊かに展開されるための発達の援助で、五つの領域から構成されております。このことから町では、園外保育、地域の方々との体験活動、行事など全ての園生活が教育・保育の場であると考えております。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 質問の中でも入れましたが、いきなり唐突な感が拭えないというふうに私は感じましたが、このハザードマップについて率直なところ、町長はどのように、要は今までも宝永火山の噴火から300年噴火していない。また、年がばれますが、私の年代だと富士山は休火山である。箱根は死火山である。そういうふうに教わってきた中では、なかなかわかに信じられないところがありますが、こういうふうな事態が起こると考えられておられますか。

議 長 町長。

町 長 おっしゃるように、私も溶岩がここまで来るといような発表があったわけですけども、それに対しても非常にびっくりしているというのが最初の考えでございます。しかし、その前にも、こういうようなことになる前にも、いろいろな県との防災訓練の中で、火山灰に対しては様々な訓練、あるいはどういようになるか、そういったようなことをやっておりました。ですから、今回こういうようなことが出たときに、二つ考えられます。一つは直接的な被害、本当に溶岩が近くまで来たときには、本当に大変な被害が出るだろうといようなことがありますけど、それよりも、やはり先に起こることは間接的な被害だといふふうに思っております。例えば火山も当然噴火できますから、例えばスマホとか何か全てのものが使えなくなるだろうと。それから、雨が降ったときにどうなるのか。溶岩が一部固まって、その間を抜けていくとか、あるいはそこで火災が起こるとか、様々なことが間接的に起こ

るのではないか。そちらのほうがまず早急には、該当区域については逃げていただくよりしょうがないんですけども、実際にその地域じゃない方も相当の影響を受けると、それに対してどのように対応するかというのが、まず初動体制としては非常に大事なことではないかなというふうに思っています。

時間的には 33 時間ぐらいあるということなんで、貴重品等を持って逃げるといような時間的な余裕はあるのではないかなというふうに思っておりますけど、その情報を伝える伝え方が、インターネットとかそういうのが使えないとなると、防災無線とか、そういったようなことになるだろうというふうに思っておりますんで、そういったような間接被害をどのように想定して、どのように皆さんに避難していただくかというのが、我々としては、まず考えなければいけないことだというふうに思っております。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 今のお答えの中にありましたが、想定外のことが起こるのが現在であるということで、ただこの火山の噴火の場合には、ある程度予兆があると。本によりますと 1 か月ぐらい低周波のもので拾える場合があるということですが、それにしても、どうも今までは広い流れで来ると言われていたのが、非常に狭いところを流れてくると。ハワイのキラウエア火山のように、とても人間の力では止めることはできない。もう来たらば見ているしかない。あとは逃げるしかないという中で、先ほどの 33 時間、例えばこれはタウンニュースに載っていたところでありますが、開成町はほぼ全域が埋まってしまうと、役場も埋まってしまうということで、担当の方がどうしようかと。どうしようかといっても考えざるを得ないんですけど、その 33 時間よりもうちょっとかかりますけれども、もう本当にすぐに判断をしないと、それこそ家財を積んで逃げるにしても時間的な余裕がない。そういう中で、先ほど石田議員の中に道路の話が出ておりましたが、逃げるにしても富士山の噴火ですから、まず西は駄目ですね。もう北か東しかないという中で、そういうふうな思いで、三つのあるということで聞いていたんですが、北に抜ける道、それから東、おそらく山北、岸、向原と書きましたけれども、役場が埋まるというふうに予測をされているところから、私は酒匂川をずっと来るのかなと思ったらば、どうもこの辺をこう行くような感じでもある。そうすると、三保と共和は直

接焼かれることはなさそうなんだけれども、結局孤立をしてしまうということを見ると、やはり道路のことについても早急に考えていかなくちやいけないということと同時に、まず今まで想定されている火山灰、この辺は32センチから64センチぐらい積もると、それでもう10センチ積もったらば、道路はもうちょっと使えない。それからその前に鉄道が止まってしまうということで、かなり逃げる手段が限られてきてしまう。

そういう中で、一番心配なのは、孤立の中で例えば年寄りだけの家庭で車がない。それから、独居老人、車がないという人については、これは何らか、私はAグループだと思うんですけれども、これは町が手を差し伸べてもらわないといけない。あと車があるという人については、しかも、どこか逃げる当て先があるということならば、もう逃げてもらいます。これはBになります。でも、Cはどうとでもなると。

ただ、その中で一つ、これもタウンニュースの載っていたんですけれども、茨城県の境町、町長が先見の明ということで、災害協定を結んでもらっていると。それでプレハブ等の用意もあるというような中で、この辺の避難の方法について、私が先ほど言ったAグループについてはここへ行けるよというふうなことをあらかじめ、そこは考えておられると思いますが、そういったことを打ち出してもらえると非常に安心感が出るのではないかなと思います。その辺についてはいかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 一番先に起こることは、仮に噴火や地震があつたりして、噴火が起きたときに一番困るのはやはり情報収集、本当に電波が行きませんので、本当に携帯電話とかそういったようなものが非常に情報が伝わりにくくなるというようなことが一番先に起こるんだろうというふうに思います。

それから、溶岩に関しては、やはり私的には一番参考になるのは、今でも溶岩が出ていますけど、西ノ島という島が溶岩でどんどん大きくなってきましたけども、やはりあれを見ますと噴火口によって溶岩の流れる方向、そういったものが変わってくる。ですから、仮に富士山が噴火した場合に、どの噴火口から出たときに山北に一番影響が起こるかということが一番大事だろうと思います。ここが開いたらやばいよというようなことが分かりますんで。

ですから、その噴火口がいつ噴火するかということが、別のところがいつている場合には、多分そう簡単には来ないだろうというふうに思いますが、一番想定されるような噴火口から行ったときに来る可能性が高いというふうに思います。地図で、地図というか、よくユーチューブみたいなので見えますと、いろんなところでやったのが海に向かってこうやって流れていくんですけど、それがまた固まって、今度は違うところからずっと流れる。そういうような図式だというふうに思っておりますけど、あのくらい続くかどうか分かりませんが、通常、溶岩も噴火口と、そして高いところから低いところにこうやって向かっていくわけですから、そのところに障害物がある場合には乗り越えていくか、あるいは1回方向を変えるか、そんなようなところがあるというふうに思っています。ですから、やはり情報を的確に、まず溶岩については得るということがまず大事だろうと。

それから、想定されるのは酒匂川を下っていくということですから、水が全くないということも考えられませんので、その辺の水の問題が起こるのではないかなというふうに思っております。そういう中でどのようなあれを、いきなり全部触ってくるという場合もあるし、途中で行き止まって、次のやつが越えていくというケースもあるでしょうし、様々なケースがあるというふうに思っています。そういう中で情報をいかに得るか、そして伝えるかということが、情報が欲しくても、そういった通信機器が使えなくなれば当然孤立した人は情報が伝わりませんので、その情報の伝わり方、そういったこと等をやっていきたいというふうに思っております。これも全て会議のほうに出たときには、そういったような質問をさせていただいて、何とかその対応策を聞いていきたいというふうに考えております。

議 長
総務防災課長

総務防災課長。

ちょっと補足で説明のほうをさせていただきます。

今町長のほうから火口、噴火口の話が出ました。従来は大規模噴火、中規模噴火、小規模噴火、これが全部で44か所でした。今回の新たな知見で、これが合計252か所になりました。これのうち山北町にマグマが来るであろうと言われる噴火口が、まず中規模で3か所、91か所中3か所です。大規模が69か所中6か所。この火口が噴火したら山北町まで来るんじゃないかというふ

うに、今回ハザードマップでされました。

先ほどからその避難のこと、もちろん議員さんも心配して、町長の中で動くんですが、避難の関係なんです、これは避難計画を策定するようになります。この避難計画というのは、まず山北町が、今回、令和3年の5月に火山災害警戒地域の指定を受けました。これを基に6月1日に富士山火山防災対策協議会の第8回の作業部会がありました。第8回というのは、これ山北町が入る前から行われていますので、8回なんです、そのときに9月2日、つい数日前なんです、そのときに第1回富士山火山広域避難計画検討委員会が開かれました。今まではもう既に入っていた、例えば御殿場市とか、そういうものは、じゃあどう避難するかというものができております。今回また見直しもされると思うんですが、山北町も同じようにその避難計画をつくりたいです。じゃあどこに避難するかということで、町単位で避難するとなると、災害対策基本法がありまして、こちらで町から外に出て避難するのであれば、まずは同一都道府県内、ですから、考えられるのは、例えば厚木市に1,000人、海老名市に1,000人、山北の町民が。そういう避難計画を今後つくっていくんじゃないかと考えているんですが、ですから、ばらばらに避難しちゃうと、じゃあその安否確認はどうするんだとか、一斉にゴーしないでばらばらに行っちゃったときに、あちこちで混乱が起きるだろう。やはり順序よく整理して避難しないと、二次災害、三次災害があるというのが、この9月2日の会議の中でも学者さんの中で意見が出されておりました。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 この活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域に、山北も指定されたわけですね。そうすると、どのようなことが行われるようになるのでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 まず、この指定を受けましたので、3県と市町村、3県というのは神奈川県、山梨県、静岡県、あと指定された26の市町村、神奈川県が7、山梨県が10、静岡県が9の自治体があるんですが、全部で26の市町村と三つの県、あと学者さんとか国の機関、そういうものがこの協議会を組織しまして、まずこの避難計画を策定します。今やっているのが、2日の日に目途として出

されたのが年度中、ちょっと無理かなという意見も出ています。ただ、なるべく早くそれぞれの市町村の避難計画をつくりましょう。この避難計画はそれぞれの市町村、ルールを同じにして、富士山のレベルが幾つのときはことこここの市町村、レベル幾つのときはことこここの市町村。今それに加えて、先ほど噴火口がかなりあると言いました。その噴火口をしっかり見た中で避難をしていこうと。ただ、その中で箱根のこの間噴火もあったんですが、実際にその噴火口と思っていたのがちょっと外れてた。実際、だから富士山が噴火しても、場所がちょっと特定できない可能性がある。先ほど山北町が該当する中規模の3か所で言いましたが、遠くから見たら、そこだと思ったんですが、実際は違うところだったということも非常にあるということです。そういうものを基に避難計画をつくります。あと避難訓練、富士山が噴火したときのための避難訓練、あと救助訓練、あと情報の収集伝達訓練、こういうものをこれから町のほうでやっていくようになります。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 今、課長のほうが避難計画の作成を年度中にというふうに答えられましたけども、これは今年中じゃなくて今年度中ということですか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 はい。令和3年度中、ですから来年の3月末までに、この協議会で広域計画を策定しようということになっております。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 対策協議会でいろいろなことが計画されていると。ただ、これなかなか私たちはちょっと知らないことが多い。分かっているのは、例えばタウンニュースで流れてくるところ、それから興味のある人はパソコンで引っ張り出してくるとかということで、ただ、本当に富士山が今までにないような噴火をして溶岩が流れてくると、そうしたら、どうするんだということで、やはりその辺の情報を分かっている中で周知をしていただかないと、先ほどのように、車もない、何もないという中で不安に思っている人については大変な思いをされているのではないのかということで、まず今本当に作業をやっている最中だと思いますけども、分かっている部分で、安心を多少とでもさせるような情報を流すというふうな計画はないのでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 富士山の噴火につきまして、ハザードマップが改定されたことについては、これはもう周知しております。ただ先ほど私が議員さんに答弁したスケジュール感とか、そういうものはちょっとまだお知らせしてません。9月2日の日に会議をもって、ある程度見えましたので、細かくじゃないんですが、ある程度こういうスパンで何々をここまでに決めて、その後こういうふうにしていくんだというのは、出せる範囲でホームページのほうで公表を、なるべく速やかに公表のほうをしていきたいと考えます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 それで、一つ具体的なところですが、今まずその避難先については同一都道府県、要するに私たちの場合は神奈川県内となると、先ほど例を挙げさせていただいた、せっかく災害協定を結んでいる境町については、ちょっと除外をされてしまうというか、そこは対象にならないということでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 町で一斉に避難するというと、境町は該当になりません。ただ、これは私も境町に行きましたし、町長も境町の橋本町長の話の中で、あちらに親戚がいる、近くに。茨城県、または埼玉県のほうとか、子どもが向こうにいるという方は長期になりますので、境町さんのほうにお世話になりましょうと、そういうことで考えておりますので。ですから、町長の頭の中には、もちろん境町も入っています。ただこの組織で、協議会で作る広域計画のほうには境町のほうは入れられないというような形になります。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 もしもそういうふうな事態になった場合に、先ほど町長も言われていましたけれども、情報の収集が大事になる。それからあと、どうしても備蓄ですね。例えばコンビニ、いろいろなところで物資が足りなくなってくる。そういうふうな災害協定も結ばれていると思いますけれども、何しろ交通がストップをしてしまうということで、町のほうでは、いつ起こるか分かりませんが、今までにプラスをして備蓄品を増やすというようなことについては計画はされているでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長

これ富士山の噴火がある程度、富士山の溶岩が来るという観点で、まだその辺を増やす計画はございません。ちょっと先ほど言った避難計画、広域避難計画を策定するに当たって、その中でまた新たに必要なものが出てくると思いますので、それらもひっくるめて何が必要というものを洗い直していきたいと考えております。

議長

清水明議員。

8番清水

やはり一番心配なのは、何しろまず石田議員の質問の中の回答で、生命が最優先であると、これはもう当たり前のことでありますが、そのために、やはり最大限の準備をしなくてはいけないと思っております。ただ、常々感じるんですが、山北の人はとても役場、行政に信頼感を持っている。役場が何とかしてくれる。要するに公助ですね。公助を非常に期待している。これはもう長年のそういうことだと思うんですけども、ただ、やはり私いつか自助・共助・公助は一緒だというふうなことで言ったことがあるんですが、まず自分で身を守らなくちゃいけないということを、やはり広報する必要があるのではないかと思っております。東京の江戸川区でしたかね、広報にここにいてはいけないと、要はまず水が出たら自分で逃げなさいというふうなことで、そのほか先ほど備蓄のこともお聞きしましたがけれども、まず自助、自分の身は自分でまず守る。そして、最終的にはみんなと一緒にそれを町が包み込んでくれるというふうなことで、やはりその辺を時間はかかると思いますが、町が何とかしてくれる。とても大事な気持ちだと思いますけども、そこをやはり変えていくようなことも、広報を通じながらやっていく必要があると思いますが、町長、いかがですか。

議長

町長。

町長

少なくともこういったような経験したことの無い、そして、いろいろな避難計画とかの間で想定外のことが非常に起こるというふうに思いますけども、何しろ混乱しないことが一番大事なのかなというふうに思っています。一番やっちゃいけないことは、逃げようと思って車に全部積んで走り出したはいけど、どこかで交通渋滞になっちゃってどうしようもないとかね。あるいは戸締まりはしたんだけど、いろいろ盗まれるんじゃないかみたいなことをあまり考え過ぎるというようなことが一番困るんだろうというふうに思っ

います。そういったことがないような情報を、皆さんで共有しながら、そして皆さんが役場に信頼をしていただいているわけですから、その信頼に答えるように、それぞれの悩みを少しでも少なくするような、そのような方法が取ればいいなというふうに考えております。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 2のほうに移ります。

前回は質問したんですが、一貫教育ということで、この一貫教育ということについて、ちょっと分かりにくいところがあると。何が一貫なのか、端的に答えていただきたいなと思います。

議 長 教育長。

教 育 長 何が一貫かと言われても、考え方、取組方、それが一つのベースになって、みんなで共有して取り組んでいくというふうに、いわゆるその場合にはカリキュラムが必要ですので、そのところのカリキュラムをつくりながら進んでいくということでございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 中央のほうでは、こども庁というようなことが出ています。あれは子どもの問題について、一つのところで扱っていかうというふうなことだと思っておりますが、何が一貫かということをお聞きしたのは、例えば今も教育、それから保育で、本来ならば幼稚園と保育園を一つにしようとしたのが、結局は妥協の産物で、結局、三つになってしまったと。今度ここへまたこども庁が入ってくる。下手をすると四つになってしまう。だから山北が考えているのは逆の方向に若干行きそうな感じもすると。それからもう一つ……。

ということですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 国の考えているこども庁というのが、これまでの文科省と厚労省、それぞれ保育園が厚労省、それからこども園が内閣府、それから保育園が厚労省、そして幼稚園が文科省、これがみんなばらばらのところを一つにまとめようというのがこども庁。ただ、その業務内容を一つにすることは、国のほうではまだできないということで、ただ考え方は今後の中では推移していくということです。それをいち早く山北町が一元化して、業務内容を一つにすると

いうことでございます。

ですから、今後の中では幼稚園も保育園もこども園も、一つの課として、それを保育・教育について担当していくということでございます。ですから、国の考えているこども庁を先取りした形で実施するというのが町の考え方でございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 こども庁のほうについては、多分に選挙絡みのことがあって、どうなるかわかりませんが、その一貫教育という中で、0歳から2歳について、これはどのようにお考えでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 答弁にも書いて答えさせていただきましたけども、幼稚園教育につきましては学校教育法で満3歳にならないといけないということで、きちっと学校教育法に明記されています。ですから、それに基づいて山北町も実施していくということでございます。

保育園、こども園についても、3歳以上はいわゆる集団での教育活動を実施していくということでございます。ですから、養護と、それから教育という、この両方を併せ持つのが保育園でございます。ですから、それに基づいてそれぞれ幼稚園は教育要領、それから保育園は保育指針、そしてこども園は両方のものを使って養護・教育を実施していくということでございますので、国の定めているものに基づいて実施しているということでございます。

ただ、満3歳を超えた場合に幼稚園教育ができるという、こういう規定がございます。ですから、公立の場合には少ないんですけども、私立の場合には、満3歳から受け入れる。ですから6月に満3歳になったら幼稚園に入れる。こういう制度をつくっていると思います。さらに2歳児でも幼稚園に受け入れる。ただし教育はできません。ですから、その場合にはプチ保育なんていう言葉を使っていますけども、週に2回とか週に3回とか、短時間で来て、そして次の幼稚園のところにつなげていく。その練習の段階でプチ保育なんていうことで使っていますので、2歳児については幼稚園教育カリキュラムに基づいた、教育課程に基づいた教育はできません。これは国の方針で定められていますので、それは山北町でも同じように取り組んでいくという

ことでございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 国のほうでは、要は文科省と厚労省、それから内閣府と、それぞれが権益を離したくないということで、一つにはなっていないと。ただ、町の場合にはそのようなことはないと思いますので。そうなると、以前もお聞きしたかもしれませんがけれども、機構改革をして新しい部署をつくるというふうに考えていいわけですね。

議 長 教育長。

教 育 長 まさしく行政改革推進委員会を立ち上げて、今取り組んでいるところです。ですから、そのところで業務内容を精査して、どういったところでどういふふうに一元化していくかということで、今検討しているということでございます。ですから、それがまとまる4月には、それでスタートしていくという考えでございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 コロナ禍で子どもたちがいろいろなことで大変な思いをしていると同時に、幼稚園、保育園、学校の先生たちも非常に苦勞されていると。先ほど山崎議員のほうから町の職員の働き方について、るる質問がありましたけれども、やはり学校の教員も非常に大変な思いをしている中で、子どもたちも大変であると。そういう中では、ぜひ一層、子どもも大人もストレスを抱えないようなことを、ぜひ町にお願いをして、これで終わります。

議 長 教育長。

教 育 長 新しい機構改革をして、新しいことに取り組むという、その辺のところ、先生方も非常に意欲的なんですね。ぜひこれを進めてほしいということで、急に出すと、どっちかという抵抗感があるんですけども、これまで山北町が少しずつ積み上げてきた、この辺のところ、抵抗感がないということで、これについては、ぜひ進めていこうという、こういう前向きな職員でございます。ですから、そういう面ではしっかりやっつけていかなきゃいけないことと、しいては子どもたちのために、これがならなきゃなりませんので、その辺のところ、よりよい子どもたちの育成のために、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

8 番 清 水 終わります。